

契約者死亡時の契約承継の手続きにつきまして

2022.11.2 株式会社環境保全研究所

2024.2.7 ・ 3.27 更新

契約承継につきまして。契約者死亡時の手続きを新たに整備いたしましたので、ご案内申し上げます。

●契約承継とは

新契約者は、対象となる契約種、それに係わる既払い契約金または保証金、業務代行クラウドシステムに在る未払金や手数料等の債務、売掛、購入履歴等をすべて引き継ぎます。業務代行クラウドシステムに在る前契約者の氏名、住所等の個人情報、個人情報保護の観点から、弊社にて新契約者の情報に変更の後、新契約者に引き渡します。

●契約者死亡時における承継手続き対象者

- ・新制度契約種の「愛用者特約」「特約B」「特約A」「有店舗特約B」「有店舗特約A」
※店舗を保有する個人事業主を含む個人の、契約当事者が変更になるため、新たに契約書を交わす必要があります。
- ・新制度契約種の「店舗登録」
※法人格及び人格なき社団等にて契約の方以外は、契約当事者が変更になるため、新たに契約書を交わす必要があります。法人格及び人格なき社団等にて契約の方の代表変更は別の手続きにより承りますので、お知らせください。
- ・新旧制度問わず個人の方
例) 代理店(個人)が死亡し、ご家族が引き継ぐ。愛用者登録(個人)が死亡し、ご家族が引き継ぐ。

●具体的な手続き

死亡契約者のご遺族または上位店から「契約を引き継ぎたい」と申し出があり、表に記載の条件を満たし、必要資料の提出がされれば、契約を引き継ぐことができます。

新契約者の条件 (承継者の条件)	配偶者・二親等以内の法定相続人(子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹)
提出物	<p>【1】 契約者の死亡を証明するもの。いずれか1点。コピー可。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 戸籍謄(抄)本(死亡年月日の記載があるもの)・ 住民票(死亡年月日の記載があるもの)・ 死亡届受理証明書・ 死亡診断書・ 法定相続情報一覧図(法務局発行) <p>【2】 契約者と承継者の関係を証明するもの。いずれか1点。コピー可。【1】の提出書類で関係性が分かる場合は不要。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 戸籍謄(抄)本・ 住民票など

	<p>【3】承継者の身分証明書。いずれか1点。コピー可。【1】【2】の提出書類で本人確認ができる場合は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証または運転経歴証明書：表面、裏面があれば両方 ・各種健康保険証：名前・生年月日・住所記載面の部分 ・パスポート：写真及び住所のページ ・住民票または印鑑登録証明書：発行日より6ヵ月以内、個人番号部分は不要 ・個人番号カードの表面：個人番号部分は不要
提出方法	<p>弊社宛てにメール添付または郵送ください。</p> <p>送り先：郵便番号 407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-5896</p> <p>株式会社環境保全研究所 契約担当宛</p> <p>メール送付先アドレス：contract@kankyo-hozen.com</p>
連帯保証がついている場合	<p>死亡を機に連帯保証は終了します。次の(1) または(2) の手続きが必要です。</p> <p>(1) 新契約者が「開業届の控え」「開業届出済証明書」「確定申告書(第1表)」「営業許可証」のうち、いずれか1つの写し(これら証明書には屋号と新契約者氏名の記載があり、屋号は承継契約にある屋号と一致している)を提出する。</p> <p>(2) 上位店が改めて連帯保証人となる手続きを行う。</p>

別途、業務代行クラウドシステムの登録に必要な新契約者の情報を提出いただきます。

(1) 承継者は、業務代行クラウドシステム登録情報として、別途、次の内容を上位店等にお知らせください。メールなどで結構です。

《必須》契約者のお名前、カナ

《必須》連絡先電話番号(固定電話・携帯電話のいずれか、または両方)

《その他》住所(変わる場合)、FAX番号

(2) 承継者が、業務代行クラウドシステムにご自身のメールアドレスを登録したい場合、上記死亡承継の手続きが完了した以降、ご自身で変更の手続きが可能です。

<https://www.kankyo-hozen.com/ittsushin/post-4784/#i-2>

その他、重要事項

イ) 弊社が、契約者死亡のお知らせ(新聞、死亡通知はがき等)を通じて契約者死亡を把握したときから6ヶ月経過した場合、当契約は解除されます。 契約解除後は承継手続きができません。契約承継を希望する場合は期限をご留意のうえ、お手続きください。

ロ) 法定相続人が契約を引き継ぎたくない場合。 前述のとおり6ヶ月経過後に当契約は解除されます。上位店は法定相続人に「契約解除となるので引き継ぐ必要がない」旨をお伝えください。ただし、当契約に残債がある場合、上位店は返済にご協力をお願いいたします。また、上位店はその額を法定相続人と共有し返済へのご理解とご協力をお願いください。

ハ) 法定相続人がいない場合(相続放棄されている、家族がなく相続財産管理人が選出されている)。前述のとおり6ヶ月経過後に当契約は解除されます。ただし、当契約に残債がある場合、上位店は返済にご協力をお願いいたします。

(補足) 上位店の役割につきましては、web公開中の「販売代理店規程」も合わせてご確認ください。

以上